

## 社会福祉法人恵裕会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵裕会（以下「法人」という。）の役員等の報酬について定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、法人の理事、監事及び評議員をいう。

### (報酬)

#### 第3条

- 1 法人の役員等が、理事会、評議員会に出席したときは、次のとおり日当を支給する。  
1日 10,000円
- 2 法人の職員を兼務する者には、第1項は適用しない。

### (報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払いは、源泉所得税額を控除した額を、その都度現金にて支払う。

### (改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

### 附 則

この規程は、平成29年6月に開催の評議員会終了日以後から適用する。